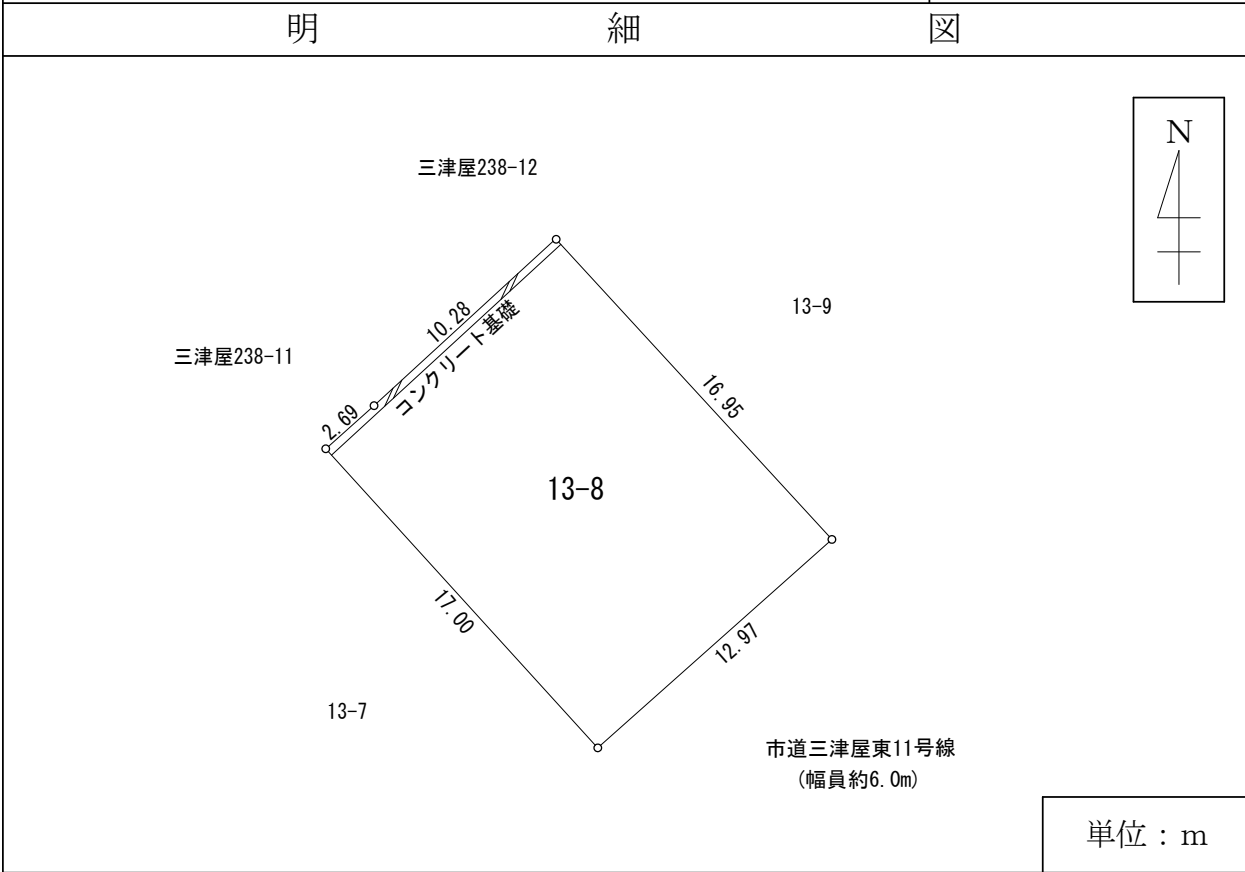
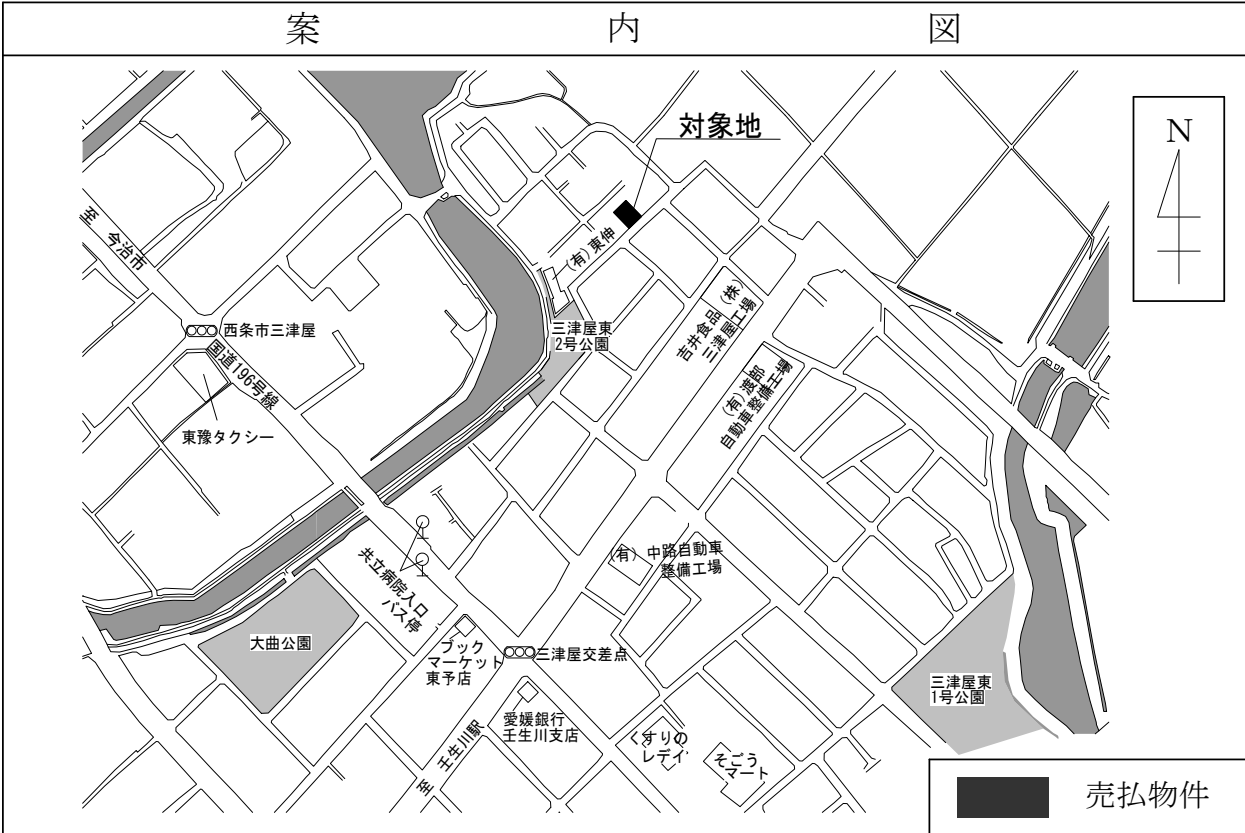


物 件 調 査 書

物件番号 1307

所在地		愛媛県西条市三津屋東13番8			
住居表示					
現況地目及び面積等		宅地	220.27 m ²	工作物	—
登記簿記載事項		地番 13番8		立木竹	—
		地目 田			
		数量 220m ²			
接面道路の状況		南東側 舗装市道 幅員約 6.0 m (法第42条第1項第1号道路)			
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内(非線引)			
		用途地域	第一種住居地域		
		地域・地区	指定なし		
		建蔽率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
		防火指定	指定なし		
	その他	農地法第3条又は第5条 都市再生特別措置法第108条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項			
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容	
		道路後退	無	負担の内容	
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	
	電 気	接面道路配線	有	—	
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり	
	公共下水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	
交通機関	鉄道等	JR予讃線 壬生川駅の北東方 約1.1km 徒歩14分			
	バス	せとうちバス 共立病院入口バス停の北東方 約0.5km 徒歩7分			
公共施設	西条市役所東予総合支所		多賀小学校	東予東中学校	
参考事項	<p>◎本物件は、現状有姿による売払いです。</p> <p>◎所有権移転にあたっては農地法第3条又は第5条の許可が必要です。(問い合わせ先:西条市農業委員会)</p> <p>◎本地は都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等を行う場合は、都市再生特別措置法第108条の届出が必要です。(問い合わせ先:西条市都市計画整備課)</p> <p>◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。(問い合わせ先:愛媛県土木部技術企画室企画調整グループ)</p> <p>◎公営水道は、南東側接面道路に配管があり、接続が可能です。接続に関しては加入金及び設計審査手数料、工事検査手数料が必要です。(問い合わせ先:西条市東予総合支所建設管理課)</p> <p>◎公共下水道は、南東側接面道路に配管があり、接続が可能です。接続に関しては、受益者負担金が必要となります。(問い合わせ先:西条市東予総合支所建設管理課)</p> <p>◎敷地東側隣接地(13番9)との境界について、もともと一体地で分筆した土地であるため、境界確認書等は取り交わしておりません。【「資料の閲覧及び特約条項」を参照のほか、松山財務事務所管財課備付の参考資料を必ず閲覧のうえ購入してください。】</p> <p>◎敷地北西側にコンクリート基礎があります。</p> <p>◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。</p>				

※ 物件調査は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 1307

現 況 写 真



物件番号 1307

現 況 写 真



物件番号 1307

現 況 写 真

